

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(許可申請書) 第19条 [略] 2～4 [略] 5 法第85条第3項、 <u>第5項</u> 又は <u>第6項</u> の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて知事（同条第3項又は <u>第5項</u> の規定による許可にあっては、所管する局長）に提出しなければならない。 6～9 [略] 10 法第87条の3第3項、 <u>第5項</u> 又は <u>第6項</u> の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて知事（同条第3項又は <u>第5項</u> の規定による許可にあっては、所管する局長）に提出しなければならない。 11・12 [略] 13 第1項から第4項まで、第5項（法第85条第 <u>6項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）、第10項（法第87条の3第 <u>6項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第11項の規定により省令別記第四十三号様式、第四十四号様式若しくは第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。 14 第5項（法第85条第3項又は <u>第5項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第10項（法第87条の3第3項又は <u>第5項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する局長に届け出なければならない。	(許可申請書) 第19条 [略] 2～4 [略] 5 法第85条第3項、 <u>第6項</u> 又は <u>第7項</u> の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて知事（同条第3項又は <u>第6項</u> の規定による許可にあっては、所管する局長）に提出しなければならない。 6～9 [略] 10 法第87条の3第3項、 <u>第6項</u> 又は <u>第7項</u> の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて知事（同条第3項又は <u>第6項</u> の規定による許可にあっては、所管する局長）に提出しなければならない。 11・12 [略] 13 第1項から第4項まで、第5項（法第85条第 <u>7項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）、第10項（法第87条の3第 <u>7項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第11項の規定により省令別記第四十三号様式、第四十四号様式若しくは第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。 14 第5項（法第85条第3項又は <u>第6項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第10項（法第87条の3第3項又は <u>第6項</u> の規定による許可に係る部分に限る。）の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する局長に届け出なければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。